

和歌山県監査公表第25号

令和7年9月1日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 知事直轄

(1) 万博推進課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 寄附金受入の決裁において、決裁区分を誤っている事例だったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、決裁区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

2 総務部

(1) 職員課

監査実施年月日 令和7年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例だったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給となった旅費については、本人に令和7年6月26日に返納させた。また、所属職員に本事例を共有し、適正な事務処理を行うよう、周知徹底した。</p>

(2) 管財課

監査実施年月日 令和7年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 令和6年度シュレッダーごみ売却契約において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例だったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項に基づき、納期限後20日以内に督促状が届くよう、納期限後に財務会計システムで未納の有無を確認し、未納が確認された場合は、直ちに督促状を発送するよう、再発防止策を所属職員に周知徹底した。</p>

3 企画部

(1) 文化学術課

監査実施年月日 令和7年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>ア 県美術展覧会出品料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 県から指定管理者に貸し付けていた備品の管理において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 物品貸付調書による決定をしていなかった事例 (イ) 寄附物品等受入調書による決定をしていなかった事例 (ウ) 貸付物品返還調書による決定をしていなかった事例 (エ) 物品不用調書による決定をしていなかった事例 (オ) 不用品処分調書による決定をしていなかった事例 <p>ウ 備品の管理において、不用品処分調書による決定をしていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 納付状況を複数人で確認するとともに、和歌山県財務規則及び和歌山県財務規則の運用について(依命通達)(昭和63年4月1日付け出第1号)に基づく適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 作成できていなかった調書を作成の上、決裁処理を行った。また、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)、物品管理事務の手引及び事務決裁規程に基づき適正に事務処理がなされるよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 作成できていなかった不用品処分調書を作成の上、決裁処理を行った。また、和歌山県物品管理等事務規程の内容及び事務決裁規程に基づき適正に事務処理がなされるよう、所属職員に周知徹底した。</p>
---	--

(2) スポーツ課

監査実施年月日 令和7年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 行政財産貸家料等において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給となった旅費については、返納手続を行った。また、旅費管理システム操作・運用マニュアル等に基づき、旅行命令簿作成時に通勤認定情報が反映されているか確認するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 納付状況を複数人で確認するとともに、和歌山県財務規則及び和歌山県財務規則の運用について(依命通達)に基づく適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

4 地域振興部

(1) 総合交通政策課

監査実施年月日 令和7年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給となった旅費については、職員から返納させるとともに、旅行命令簿作成の際に注意すべき事項について、所属職員に周知徹底した。</p>

(2) 観光振興課

監査実施年月日 令和7年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
-------	----------------

<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の支出において、次の不適切な事例があつたので、適正に処理されたい。（世界遺産センター）</p> <p>（ア）旅行命令を重複して行い、過支給となつてゐる事例</p> <p>（イ）通勤手当との調整額を誤り、過支給となつてゐる事例</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給の旅費については、返納手続を行い、返納を完了した。また、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、世界遺産センターに対し周知徹底し、確認体制を強化するよう、指導した。</p>
--	--

5 環境生活部

（1）循環型社会推進課

監査実施年月日 令和7年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となつてゐる事例があつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給の旅費について、返納手続を行い、返納を完了した。</p> <p>また、通勤経路の変更後に旅費システムにより旅行命令簿を作成する際、新たな通勤経路のデータが旅費システムに反映されるまでは、「未反映の通勤認定がある」欄にチェックするよう、所属職員に周知徹底した。</p>

（2）環境管理課

監査実施年月日 令和7年8月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 所属職員に対して、周囲の目視確認の徹底等、交通事故防止研修を行うとともに、朝礼等の機会を活用し、交通安全について周知徹底するなど、継続して交通事故防止に努めている。</p>

6 共生社会推進部

（1）こども未来課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 令和6年度保育士登録業務及びこれに係る手数料収納事務委託契約の決裁について、会計管理者への合議がなされていなかつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県財務規則等に基づき、出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

（2）多様な生き方支援課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 児童扶養手当返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していなない事例があつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 督促状の送付を行うとともに、所属職員に対しては和歌山県財務規則第34条に基づき期限内の督促状の送付について適正に処理するよう、周知徹底した。</p>

7 福祉保健部

（1）医務課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>ア 昨年度に引き続き、委託契約において、実績報告書の受理前に検査を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 委託契約の履行確認のための検査については、実績報告書の受理後に行うよう、改めて所属職員に周知徹底した。</p>
---	---

(2) 健康推進課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 令和4年度被爆二世健康診断調査委託費の国庫返還金の納付について、納期限後に返還したため延滞金が発生していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 国庫返還金が発生する場合は、課内において金額や納期限等の共有を図ることにより適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

8 商工労働部

(1) 成長産業推進課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 物品調達台帳の適正な取扱いについて周知徹底するとともに、水素自動車の使用者が圧縮水素を調達した場合は、必ず当課の担当職員に報告し、決裁が確実に行われるよう管理体制を強化した。</p>

9 農林水産部

(1) 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿において、受払ごとの検印を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(2) 畜産課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。（紀北家畜保健衛生所及び紀南家畜保健衛生所） イ 和歌山県配合飼料等価格高騰緊急対策支援金について、額の確定がなされていなかったので、適正に処理されたい。 ウ 和歌山県配合飼料等価格高騰緊急対策支援金について、決裁区分を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の過支給については、返納手続を行い返納完了するとともに、今後は適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 イ 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 ウ 事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(3) 経営支援課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>ア 不用品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 産業廃棄物の種類を確認し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p>
---	--

(4) 林業振興課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があるので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>

(5) 資源管理課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があるので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の過支給については、返納手続を行い返納完了するとともに、今後は適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

10 県土整備部

(1) 検査・技術支援課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の支出において、移動方法の入力を誤り、過支給となっている事例があるので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったので、適正に処理された。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給の旅費については、速やかに返納を完了した。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、課独自のマニュアルを作成し、所属職員に周知徹底するとともに、確認体制を強化した。</p> <p>イ 和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）に基づき、その使用状況を明らかにするため、新たに業務改善プラットフォームを導入し、適正な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 道路保全課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があるので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県県有自動車等管理規程に基づき、公用車を返却する際は、使用者が車両管理者等に使用状況を報告するとともに、直接台帳を手渡し、車両管理者等の確認印を受けるよう徹底した。</p>

(3) 河川課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
-------	----------------

<p>注意事項</p> <p>ア 河川敷地の不法占用については、令和6年度末で9件あることから、引き続き不法占用者に対して厳正に対処されたい。</p> <p>また、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。</p> <p>イ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については、取得時効の成立に至ることのないよう厳正に対処するとともに、新たな不法占用を防止するため定期的なパトロールを実施されたい。</p> <p>また、案件ごとに適切な早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。</p> <p>ウ 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 河川敷地の不法占用については、和歌山県河川法違反行為対策指針に基づき、不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分認識させ、その形態等に応じた指導や処分を実施しているところであり、引き続き、指導や河川敷地の売払い等の検討を行うなどの具体的な対応により、全面的な解消に努めていく。</p> <p>また、河川パトロール実施要領に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。</p> <p>イ 不法占用となっている廃川敷地の処理については、早期に処分するよう努めているが、「隣地の境界が明確でない」、「価格等を理由に隣接土地所有者との同意が得られない」等の理由で解決に時間を要している。</p> <p>なお、財産処分（売払い等）が可能な案件については、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進めていくとともに、新たな不法占用を防止するため定期的な巡視を行い、引き続き適正な管理に努めていく。</p> <p>ウ 和歌山県有自動車等管理規程に基づき、使用者による使用状況の報告の遵守及び車両管理者等の確認を徹底するよう、所属職員に周知した。</p>
---	---

(4) 下水道課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 過支給の旅費については、速やかに返納を完了した。また、職員等の旅費に関する条例等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>

(5) 建築住宅課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 補助金の支出負担行為において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 事務決裁規程に基づき、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(6) 港湾空港振興課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 行政財産の使用許可について、行政財産使用許可台帳を備えていなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）第35条に基づき、行政財産使用許可台帳を備えた。また、行政財産使用許可に係る一連の手続をまとめたチェックリストを作成し、手続及び台帳の更新漏れが起きないよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 再発防止策として、駐車場からの出庫及び駐車場への入庫時を含め、公用車を運転する際に、交通安全確認及び適正な運転操作を実施するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(7) 港湾漁港整備課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 昨年度に引き続き、随時の資金前渡において、精算が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 国庫補助金の交付申請において、決裁区分を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後、随時の資金前渡において、和歌山県財務規則の運用について(依命通達)第61条関係第1項に基づき適正に処理を行うよう、関係職員への周知徹底に加え、随時の資金前渡の管理や精算状況の定期的なチェック体制を整備し、再発防止に努める。</p> <p>イ 事務決裁規程に基づき、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

11 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 令和7年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 国庫返還金納付事務において、納入告知書の発行手続を行っていなかったため、対象となる市に延滞金が発生し、その延滞金相当額を市に補填していた。また、その補填に際して、歳出科目を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 担当職員に担当事務について細心の注意を払い、同様のミスを重ねることのないよう厳しく指導を行うとともに、国費事務において納入告知書の発行漏れを防ぐため、決裁後の施行について担当班長が確認を行うことを徹底し、適正な管理を図っている。また歳出科目について、再度確認を徹底し、適正な歳出科目で支出するよう、決裁権者を含む所属の全職員に対して周知徹底を図った。</p>

12 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 行政財産貸地料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 督促状の手続について、和歌山県財務規則等に基づき、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

(2) 教職員課

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 給与の過誤払返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 給与の過誤払返還金について、収納状況を複数人で確認することを徹底し、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>イ 過支給となった旅費については、直ちに返納手続を行った。</p> <p>また、旅行命令簿の記載内容の確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

13 公安委員会

監査実施年月日 令和7年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>ア 交通安全施設の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していた。</p> <p>原因の究明と事務処理の見直しが進められているところであるが、今後このような事態が生じることのないよう検討を重ね、再発防止に万全を期されたい。</p> <p>注意事項</p> <p>ア 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>ア 工事発注時に受注業者へ交付する特記仕様書等の改訂を行うとともに、電気契約手続の具体的な手順を示したフロー図を作成し、受注業者への指示を具体化することとした。</p> <p>また、電気契約廃止手続を電話申込から記録の残るWeb申込への変更を行ったほか、これまで各警察署で行っていた電気料金の支払を交通規制課が履行確認を行い、本部会計課での支払に一元化するなど、事務処理の見直しを行い、再発防止に努めている。</p> <p>注意事項</p> <p>ア 交通事故防止に関する指示及び教養を強化し、所属職員の安全運転意識の向上を図ることはもとより、運転技術の向上に努めるとともに、今後、より一層、公用車の適正な管理に努めることとする。</p>